# 第1章 高知県の環境政策

# 高知県環境基本条例

(環境共生課)

# 1 経緯

平成5年11月の環境基本法の制定や平成7年4月の機構改革による文化環境部の設置など、本県の環境行政は新たな視点に立った対応が求められることになり、文化及び環境それぞれの視点から各種施策を総合的に推進するため、「高知県環境基本条例」を平成8年3月26日に制定しました。

## 2 特色

- ・環境の保全に加え、創造を目的の一つに明示したこと
- ・「森林及び緑地の保全」、「農村環境の保全等」、 「清流の保全」など本県ならではの環境を再評 価する項目を盛り込んだこと
- ・「都市部と中山間地域との連携の促進等」という県政の重要課題である中山間地域対策を位置付けたこと
- ・「環境影響評価の推進」、「環境教育及び環境学習の振興等」、「資源の循環的な利用等の促進」などの予防的手法を位置付けたこと
- ・環境基本計画とローカルアジェンダ 21 の策定 を位置付けたこと

#### 3 概要

#### 前文(抜粋)

私たちは、今までの経済効率優先を改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指し、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、よりよい環境を築き、高知らしさあふれる県づくりをすべての県民の参加により推進し、将来の世代に引き継いでいくことを決意して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 市町村の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 県民の責務
- 第8条 高知県環境白書

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

- 第1節 環境基本計画
  - 第9条 環境基本計画
- 第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等
  - 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
  - 第11条 環境影響評価の推進
  - 第12条 規則の措置
  - 第13条 助成等の措置
  - 第14条 施設の整備等の推進
  - 第15条 資源の循環的な利用等の促進
  - 第16条 都市部と中山間地域との連携の促 進等
  - 第17条 森林及び緑地の保全等
  - 第18条 農村環境の保全等
  - 第19条 清流の保全
  - 第20条 美しい海及び海岸の保全
  - 第21条 環境美化の促進
  - 第22条 良好な景観の形式
  - 第23条 環境教育及び環境学習の振興等
  - 第24条 民間団体等の自発的な活動の促進
  - 第25条 情報の提供
  - 第26条 調査及び研究の実施等
  - 第27条 監視及び測定等
  - 第28条 総合調整等のための体制の整備
- 第3節 地球環境の保全
  - 第29条 地球環境の保全に資する行動計画 の策定等

#### 第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

- 第32条 市町村への支援

# 高知県環境基本計画第四次計画の推進

(環境共生課)

## 1 経緯

高知県環境基本条例第9条に基づき、本県の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくための道筋と具体的施策を定める「高知県環境基本計画」を平成9年2月に策定しました。その後、計画の見直しを行い、平成20年11月に第二次計画を、平成23年4月に第三次計画を策定、平成28年4月に現計画の第四次計画を策定し、計画に基づいた環境政策に取り組んでいます。

## 2 概要

# (1) 高知県環境基本計画の位置付け

本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的な計画として基本的な方向性を示すものであり、 地球温暖化対策や自然環境保全等の関連する個別 計画の上位計画です。

## (2) 計画の基本的な考え方

高知の自然を"まるごと"活かす 〜環境保全と地域の自然資源を活かした 産業振興を目指して〜

多様な主体が協働して本県の恵み豊かな環境を 保全するとともに、地域の自然資源を活かした 産業振興を目指します。

# (3)計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

# (4) 目指すべき将来像

目指すべき将来像は次の3つの社会とし、統合 的に取組を進めていきます。

- ア 地球温暖化対策が進んだ低炭素社会
- イ 環境への負荷の少ない循環型社会
- ウ 自然環境の保全が図られた自然共生社会

# (5) 計画の対象分野

計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- ア 地球温暖化への対策
- イ 循環型社会への取組
- ウ 自然環境を守る取組
- エ 環境ビジネスの振興
- オ 環境を守り育てる人材の育成

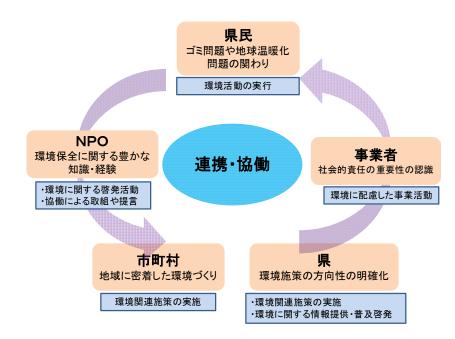
# (6)計画の推進体制

## ア 計画の推進体制

庁内においては、横断的な検討組織の活用による情報の共有を図るとともに、県民やNPO、事業者などが取組に主体的に参画し、連携・協働した取組を推進します。

#### イ 計画の進行管理

PDCA サイクルの考え方に基づき、進行状況の 点検を行うとともに、必要に応じて個別の施策 や事業の見直しなどの検討を行います。



環境基本計画の推進体制

# (7) 各分野における達成度の指標

本計画の効果的な推進のため、2020年(平成32年)度までの5か年で目指す各分野の達成度の指標を定量的に掲げ、達成状況の把握及び評価を行います。

# 各分野における達成度の指標

#### 【1 地球温暖化への対策】

項目		目標値(目標年度)	実績	
	1 県内の温室効果カス排出量 (其進年の日2年比)	1606 削1部 (20130 年 1年)	9,110千t-C02 (固定) 3.5%削減 (2015年度)	
	2 新エネルギーによる県内電力自給率	21. 2% (H32)	17. 4% (H29)	

【2 循環型社会への取組】

項目	目標値(目標年度)	実績	
3 県民一人当たりの1日分の家庭ゴミ排出量(一般廃棄物)	537g以下 (H32)	579 g (H28)	
4 産業廃棄物の再生利用量の割合	65. 2% (H32)	65. 2% (H26)	

【3 自然環境を守る取組】

項目	目標値(目標年度)	実績	
5 県内民有林の間伐面積 (H25~H29の5年間) (	39,000ha(H25~H29の5年間)	25, 168ha(H25~H29の5年間)	
6 公共土木工事の木材利用量(工事費 1 億円当たり基準値)	12m3 (H31)	9. 6m3 (H29)	
7 公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	93%以上 (H32)	96. 8% (H29)	
8 地下水における環境基準達成率	100% (H27~H31平均)	98.9% (H27~H29平均)	
UI转定已断小在周束维数	ニホンジカ30,000頭(H32) イノシシ20,000頭 (H32)	ニホンジカ19, 079頭 (H29) イノシシ20, 766頭 (H29)	

【4 環境ビジネスの振興】

	- AR-76 E 7 11 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	項   目	目標値(目標年度)	実績	
10	協働の森づくり事業によ	るパートナーズ協定締結市町村数(新規・更新)	県内全市町村(H32)	25市町村(協定中22市町村)(H29)	
11	J-VER制度により創出した	- 002排出削減・吸収クレジットの販売量	保有量13,639t (H26末) 全ての販売 (H32) 9,882t (H29)		
12	木質バイオマスの年間利	用量	573,000t (H31)	412, 000 t (H29)	
13		病害版IPM導入品目	6品目(H31)	7 品目 (H29)	
14	環境保全型農業の推進	施設キュウリでの天敵導入面積率	60% (H31)	40% (H29)	
15		施設カンキツ類での天敵導入面積率	20% (H31)	13% (H29)	
16		生産販売に共に取り組む有機農業者グループ数	5 グループ (H31)	4 グループ (H29)	
17	環境保全型農業の推進	グローバルGAP認証取得経営体数	5 (H31)	3 (H29)	
18		園芸用重油使用量	50, 000kl (H31)	55, 000kl (H29)	
19	リサイクル製品等認定制	リサイクル製品	100件 (H32)	97件 (H29)	
20	度の認定数	環境配慮型事業所	20件 (H32)	18件 (H29)	

【5 環境を守り育てる人材の育成】

-	to 環境ですり自to大利の自成」						
		項   目	目標値(目標年度)	実績			
2		地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スー パー推進員」の養成	15人以上 (H32)	14人 (H29)			
2	<mark>22</mark> 指導者の育成	自然体験上級指導者(NEALインストラクター)受講 者数 H29年度より(自然体験活動企画担当者セミナー)	受講者数延べ160人 (H32)	受講者数延べ86人 (H29)			
2	23	生物多様性こうち戦略推進リーダーの養成	50人 (H30)	23人 (H29)			
2	24 指導者の活用	豊かな自然体験活動を提供できる指導者の派遣		青少年団体や保・幼・小・中学校への 派遣 4 団体 (H29)			
2	5 県民意識の向上 講師の派遣・紹介等による環境学習等の受講者数 1		1,800人以上 (H32)	1,902人(H29)			
2	26 環境保全活動を行うボラ	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	375人(H32)	360人 (H29)			
2	ンティア糸加 <del>名</del>	県民一斉美化活動の参加者数	3,000人以上 (H32)	3,014人(H29)			

#### ■事業体系表

基本コンセプト 目指すべき将来像(2025年) 取組の戦略 分野ごとの取組(分野横断的な取組) 「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生 (分野ごとの取組) 基本的な考え方 社会」の3つの社会を実現 多様な主体が協働して本県 〇地球温暖化への対策 多様な主体が協働して本県の恵み豊かな の恵み豊かな環境を保全する 環境を保全 とともに、地域の自然資源を活 地域の自然資源を活かした産業振興 多様な主体が、それぞれの役割の中で、地球温暖化防止 かした産業振興を目指す に向けた取組を積極的に推進 ■地球温暖化対策が進んだ 低炭素社会 森林吸収源対策の推進や再生可能エネルギーの有効活用 ・県民が、日常生活や事業活動にお いて、省エネルギー行動や地球環 ①基本計画の位置付け 境への配慮活動を進んで実践 高知県の環境の保全及び創 ・県民が自発的、積極的に公共交通 〇循環型社会への取組 造に関する総合的な計画と 機関を利用し、環境負荷の少ない まちづくりが進んでいる して基本的な方向性を示す ゴミの3尺(リデュース・リユース・リサイクル)の ・CO2吸収源として、適切で計画 地球温暖化対策や自然環境 推進 的な森林の整備・管理が行われて ゴミを資源として有効活用 保全等の関連する個別計画 いる 等の上位計画 ・地域特性に応じて木質バイオマス や太陽光などの再生可能エネルギ ・ゴミの適正処理 一が導入され、効率的に利用する 地産地消が進んでいる ②計画の対象分野 ・地球温暖化に対する適応策への取 組が始まる 地球温暖化への対策 1 〇自然環境を守る取組 ・循環型社会への取組 多 自然環境を守る取組 森林整備や木材利用の促進 ■環境への負荷の少ない ・環境ビジネスの振興 循環型社会 様 ・環境を守り育てる人材の育成 環境にできるだけ負荷をかけないラ な ・流域が一体となった清流の保全と振興 イフスタイルが定着している 企業において、廃棄物の発生抑制や ŧ ③ 第三次計画以降の新たな リサイクルへの取組が活発に展開さ 視点 快適な生活環境の確保 れている 体 ・生物多様性こうち戦略の取組 県民、事業者、NPO、行政等の多 の推進 様な主体による環境保全活動が推進 ത ・再生可能エネルギーを活かし されている ・生物多様性こうち戦略の取組の推進 参 た地域の活性化 ・木材利用の使途拡大による県 ■白然環境の保全が図られた 画 産材の利用促進 自然共生社会 ۲ ・県民が、自然と共生した暮らしの実 (分野構断的な取組) 現に向けて、様々な努力や協力をす 協 〇環境ビジネスの振興 ④ 計画期間 るようになることにより、将来にわ ・平成28年度から平成32年度 たり本県の自然環境・生物多様性の 働 ・本県の強みである恵み豊かな自然資源を活かした環境 保全が適切に維持される までの5年間 ビジネスの創出・拡大 再生可能エネルギーの活用 魅力ある自然を活かした体験型、滞在型観光の推進 民間資金を積極的に導入して「J-クレジット制度」 等の事業を拡大 ⑤ 施策の重点化 CLTの普及拡大等により木材利用を促進することで ■3つの社会の実現に向けた ・明確な方向性 関連産業を育成 環境ビジネスの振興 的を絞った施策の展開 ・リサイクル産業の振興 ⑥フォローアップ体制の強化 〇環境を守り育てる人材の育成 PDCAサイクルによる計画の 進行管理 県民の環境活動への支援や環境保全活動団体とのネッ トワークづくり ・環境白書での進捗状況の公表 多くの県民に環境学習や環境活動に触れる機会を提供 ・多様な広報媒体の活用による ■3つの社会を支える環境を し、環境問題について積極的に情報発信を行うことで 守り育てる人材の育成 計画の普及啓発 県民の環境活動が活発化するための基盤づくりを行う 都市と農山漁村との交流者やUIターン者などの地域 外の人材を活用

# 高知県環境審議会

(環境共生課)

# 〇概要

高知県環境審議会は環境基本法第43条及び自然環境保護法第51条に基づき、高知県内の環境保全に関する基本的事項や自然環境の保全に関する重要事項を調査審議するために設置された知事の附属機関です。

審議会には総合部会、水環境部会、生活環境部会、自然環境部会、温泉部会の5つの部会が設置されており、それぞれの所掌事務について審議を行っています。

# 【各部会の所掌事務】

部会名	所 掌 事 務
	1 部会の審議に関する総合調整に 関すること
総合部会	2 環境の保全に関する基本的事項 に関すること
	3 前各号に掲げるもののほか、審議 会の所掌事務で他の部会の所掌 事務に属しない事項に関すること
水環境部会	水質、地盤沈下その他水環境に係る重 要事項に関すること
生活環境部会	1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の 防止その他生活環境に係る重要事 項に関すること
	2 廃棄物処理に係る重要事項に関す ること
	1 自然環境の保全に係る重要事項に 関すること
自然環境部会	2 県立自然公園に係る重要事項に関 すること
	3 鳥獣保護及び狩猟に係る重要事項 に関すること
温泉部会	温泉に係る事項に関すること

# 【審議会及び各部会の開催実績(平成29年度)】

会議名	議題
環境審議会	(平成30.2.6) 審議事項 ・高知県環境基本計画第四次計画の取り組み状況と成果について ・第12次高知県鳥獣保護管理事業計画の変更について ・第12次高知県鳥獣保護管理事業計画の変更について ・高知県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の変更について ・高知県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の変更について 報告事項 ・第12次高知県鳥獣保護管理事業計画の策定について ・高知県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画の第定について ・高知県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画の策定について ・高知県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の策定について ・満倉鳥獣保護区特別保護地区の指定について ・横倉鳥獣保護区特別保護地区の指定について ・平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
水環境 部会	<ul><li>(平成 30. 2. 9)</li><li>・平成 30 年度公共用水域及び地下水の水質 測定計画(案)について</li></ul>
自然環境部会	(平成29.7.13) ・生物多様性こうち戦略の行動計画の取組 状況と成果 (平成30.2.6) ・第12次高知県鳥獣保護管理事業計画の変 更(案)について ・高知県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管 理計画の変更(案)について ・高知県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理 計画の変更(案)について

# 高知県文化環境功労者表彰 (文化振興課)

## 1 概要

県では、文化の振興、国際交流の推進、環境の 保全及び県民生活の向上に顕著な功績のあった個 人や団体を表彰しています。

表彰の基準は、活動期間が概ね10年以上で、下 記の表彰分野に該当する県内在住の個人や団体、 又は先導的、先駆的な活動であり知事が表彰する ことを適当と認める場合としています。

受賞者(団体を含む)は、推薦のあったものの中から、選考委員会によって審査し、決定されています。

この表彰は、平成8年度から実施しており、平成29年度までに124の個人・団体を表彰しています。また、環境関係では、30の個人・団体を表彰しています。

# 2 表彰分野

- (1) 芸術の振興、文化財の保護など文化の振興 に尽くしたもの
- (2) 地域国際化、国際友好交流、国際協力など 国際交流の推進に尽くしたもの
- (3) 自然共生社会づくり、循環型社会づくりなど環境の保全に尽くしたもの
- (4)消費生活、安全安心まちづくり、男女共同 参画の分野において県民生活の向上に尽く したもの

# 3 平成29年度受賞者

٥	一个队29年及	.文具名			
	文化の振興	濵田 一郎 (尚川) (県内市町村公募展において要職 を務め、書道をはじめとする文化 の振興に尽力した。)			
	山脇 幸一 (地域の環境美化や子どもたち 環境保全意識を向上させる活動 取り組み、環境保全に尽力した				
	県民生活の 向上	上田 瀧雄 (子どもたちの健全育成と地域の 安全活動に取り組み、県民生活の 向上に尽力した。)			

## 4 表彰実績

※分野は重複している場合がありますので、受賞者(団体を含む)の計とは合わないところがあります。

				受	賞	分	野		
		文化	上の拡	長興				県	
年度	受賞者	文化芸術	文化財の保護	生活文化	国際交流	環境の保全	自然環境の保護	民生活の向上	その他
8	4	2	1			1			
9	7	5			1	1			
10	5	2				1	1		1
11	7	1	2		1	3			
12	5		2		2	1			
13	9	5	2		1	1			
14	6	3	1		1	1			
15	7	4	1		1	2			
16	7	3	1	1		2			
17	7	2	1		2	2			
18	7	1	4		2		2		
19	6	2	2		2		2		
20	6	1	2		1		1	2	
21	4	2			1	1		1	
22	5	1	1		1		2		
23	4	3			1			1	
24	4	2				2			
25	6	3	3			1			
26	6	3	1			1		2	
27	3	2	1						
28	6	5				1			
29	3	1				1		1	
合計	124	53	25	1	17	22	8	7	1

# 木の文化賞表彰

(林業環境政策課)

## 1 概要

木の文化県構想の定着を図るため、木造建築物 及び木造建造物の部、木の文化のまち並み及び生 活のある風景の部、木の文化を実践している人た ちの部の3部門で功績のあるものを表彰していま す。

# 2 平成29年度 高知県木の文化賞

<木造建築物・建造物の部> 黒岩地区集落活動センター



【施設の概要】平成29年3月佐川町黒岩地区に集落活動センターが新築されました。重心の低い切妻屋根と深い庇で自然と共生する風景と調和するデザインとなっています。構造部材は県産杉材を主流とし、鉄筋ブレースと調弦を適材適所利用し、眼下に広がる風景を取り込む工夫をしています。

【受賞理由】地域とのワークショップ等を取り入れながら造り上げた地域密着型の施設である点や内部空間に木造の新しい試みが多くみられる点が評価されました。

#### 宿毛商銀信用組合本店・宿毛支店



【施設の概要】宿毛市の郊外にある全国的にも珍しい木造の金融機関施設で、日本で初めて主要構造部にCLTを用いました。

【受賞理由】景観に配慮している点や、CLT を見せて使う工夫が各所に見られる点が評価されました。また、景観に配慮し、田園風景にマッチしたデザインが良いとの評価がされました。

## 大埇の家



【施設の概要】平成29年3月に竣工された、木造2階建て個人住宅で、シングルウッドパネルという県産材を多用した新しい建材を高知県内の住宅で初めて採用しました。

【受賞理由】個人木造住宅にシングルウッドパネルを使用した点や、細部までの新しい試みによる木の文化を高める指向性や完成までの工程をセミナーにより公開した点が評価されました。

# <木の文化を実践している人たちの部> 黒潮町佐賀北部活性化推進協議会



【団体の概要】黒潮町佐賀北部地域では、明治から昭和30年頃まで和紙の原料である楮の栽培が盛んに行われていましたが、和紙需要の縮小などにより生産が途絶えていました。平成20年からその復活を目指し、和紙原料作りの工程を体験するイベントや小学校での楮学習を行っています。平成29年3月に和紙工房を新設し、紙漉き体験を試験的にスタートしています。

【受賞理由】伝統的な和紙作りに誠実に取り組み、 特産品であった楮の栽培を復活させ、ワークショップ等を通じてその素晴らしさを多くの人に 伝えていく中で若き後継者ができた点が評価されました。